

行政說明資料

相談しやすい体制整備・通告の徹底

相談窓口の更なる周知について

○ 児童虐待による死亡事例の中には、近隣の方等が虐待の疑いを持っていたにも関わらず、残念ながら児童相談所等の関係機関に通告がなかったケースも多い。

【参考】 児童虐待による死亡事例のうち、児童相談所等に通告がなかったもの:79.5%

(「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第5次報告)」より)

○ 児童虐待の防止のためには、育児や子育てに悩んだ時や虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時などに、躊躇せずに相談や通告ができることが何よりも重要であるため、各自治体及び児童相談所におかれては、地域の相談機関や以下の相談窓口について、年度初めや11月の児童虐待防止月間はもちろんのこと、日頃より、地域住民に対して継続的に広報を行っていただきたい。

児童相談所全国共通ダイヤル (0570-064-000)

- ・全国共通の電話番号によって管轄の児童相談所に電話が転送される仕組み。(平成21年10月1日より運用)
[加入率:93%(平成22年3月1日現在)]
- ・今後、新たに加入する場合も工事費や運営経費は不要(通常の電話料金は負担あり)であるので、未加入の児童相談所や新たに設置される児童相談所におかれては、積極的にご加入いただきたい。
(児童相談係までご連絡ください。)

望まない妊娠に関する相談窓口

1 望まない妊娠に関する相談窓口の把握周知に関する提言

『社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」(第5次報告書)』の提言において、次のように提言されている。

○ 地方公共団体に対する提言

「乳児期において亡くなった子どものうち心中以外の事例において43.2%が生後間もなく亡くなっており、これらの親には望まない妊娠であったという者も少なからずいることから妊娠に気づいた段階で悩みを相談できる体制の充実を行うべきである。」

○ 国に対する提言

「国は、各地域で望まない妊娠等の相談を行う取組を収集・提供を行うべきである。」

2 児童相談所での対応

児童相談所においても、「児童相談所運営指針」で、次のように相談対応を図ることが示されている。

○ 「児童相談所運営指針」第3章第2節3(3)

「妊婦からの相談については、相談の趣旨を十分受け止めた上で、保健所や市町村保健センターとの十分な連携の下、必要に応じ、医療機関、福祉事務所等適切な機関にあっせんするとともに、出生後に想定される子どもの養育上の問題について、早期発見・早期対応及び一貫した指導・援助の実施に努めること。さらに、子どもの出生前であっても必要な場合には、市町村と連携して、要保護児童対策地域協議会等を活用し、出生後の対応について検討することも必要である。」

3 望まない妊娠等に関する相談窓口について

上記の提言を踏まえ、望まない妊娠をした人等が相談しやすい窓口の例について調査把握した。

これが相談窓口の全てではないが、一つの例として参考にしながら今後さらに窓口の把握と周知を図っていく必要がある。

○ 公的機関の例(別添1参照)

地方公共団体の母子保健担当課などが業務として行っているものとは別に、別添1のとおり、女性健康支援センターのような相談窓口がある。

○ 主に民間機関の例(別添2参照)

今般、提言を受けて、主に民間機関の相談窓口として、調査時点で自治体が把握していたものを取りまとめた。

女性健康支援センター事業

思春期から更年期に至る女性を対象とし、身体的・精神的な悩みに関する相談指導や、相談指導を行う相談員の研修を実施。

○ 対象者

- (1) 思春期にあつて健康相談を希望する者
- (2) 妊娠、避妊についての的確な判断を行うことができるよう、相談を希望し、またはこれを必要とする者
- (3) 不妊に関する一般的な相談を希望する者
- (4) メンタルケアの必要な者
- (5) 婦人科疾患、更年期障害を有する者
- (6) その他、性感染症を含め女性の心身の健康に関する一般的な相談を希望する者
等

○ 実施担当者

医師、保健師又は助産師等

○ 実施場所

保健医療施設等相談者の利用しやすい施設において実施

37カ所（平成21年度）

青森県、岩手県、宮城県、山形県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、静岡県、愛知県、滋賀県、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、札幌市、仙台市、川崎市、福岡市、川崎市、盛岡市、船橋市、久留米市

○ 予算

「母子保健医療対策等総合支援事業」のメニューとして実施。

8,093百万円の内数（平成22年度予算案）

○ 実施主体 都道府県・指定都市・中核市

○ 補助率 1/2 （負担割合：国 1/2 都道府県・指定都市・中核市 1/2）

全国の女性健康支援センター一覧

(平成21年度)

実施主体	実施場所	問い合わせ先	電話番号
01 青森県	保健所	青森県健康福祉部こどもみらい課	017-722-1111(代)
02 岩手県	保健所	岩手県保健福祉部児童家庭課	019-651-3111(代)
03 宮城県	仙台市以外の5市町を巡回	宮城県保健福祉部健康推進課	022-211-2623
04 山形県	保健所	山形県子ども政策室子ども家庭課	023-630-2211(代)
05 栃木県	広域健康福祉センター(保健所)	栃木県保健福祉部こども政策課	028-623-3064
06 埼玉県	(社)日本助産師会埼玉県支部	(同左)	048-749-1312
07 千葉県	健康福祉センター	千葉県健康福祉部児童家庭課	043-223-2110(代)
08 東京都	(社)日本家族計画協会	(同左)	03-3269-4041
09 神奈川県	保健福祉事務所	神奈川県保健福祉部健康増進課	045-210-1111(代)
10 新潟県	保健所	新潟県福祉保健部健康対策課	025-285-5511(代)
11 富山県	厚生センター	富山県厚生部健康課	076-444-3226
12 石川県	石川県妊娠専門相談(妊娠110番)	(同左)	076-238-8827
13 山梨県	女性健康相談センター「ルピナス」	(同左)	055-223-2210
14 静岡県	思春期健康相談室	(同左)	055-952-7530
15 愛知県	(社)愛知県助産師会	(同左)	052-613-5751
16 滋賀県	子育て・女性健康支援センター	(同左)	077-586-2609
17 兵庫県	健康福祉事務所	兵庫県健康福祉部健康局健康増進課	078-341-7711(代)
18 奈良県	保健所	奈良県福祉部健康安全局健康増進課	0742-22-1101(代)
19 鳥取県	保健所	鳥取県福祉保健部子育て支援総室	0857-26-7111(代)
20 島根県	保健所	島根県健康福祉部健康推進課	0852-22-6130
21 山口県	県立総合医療センター	(同左)	0835-22-8803
22 徳島県	保健所	徳島県保健福祉部医療健康総局健康増進課	088-621-2220
23 香川県	保健福祉事務所	香川県健康福祉部子育て支援課	087-832-3285
24 愛媛県	保健所	愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課	089-941-2111(代)
25 福岡県	保健福祉環境事務所	福岡県保健医療介護部健康増進課	092-651-1111(代)
26 佐賀県	保健福祉事務所	佐賀県健康福祉本部母子保健福祉課	0952-24-2111(代)
27 長崎県	保健所	長崎県こども政策局こども家庭課	095-824-1111(代)
28 熊本県	熊本県女性相談センター	(同左)	096-381-4340
29 宮崎県	保健所	宮崎県福祉保健部健康増進課	0985-26-7078(代)
30 札幌市	各区保健センター	札幌市保健福祉局保健所健康企画課	011-622-5151(代)
31 仙台市	保健所	仙台市子供未来局子供育成部子供企画課	022-261-1111(代)
32 川崎市	各区保健福祉センター	川崎市市民・こども局こども本部こども家庭課	044-200-2111(代)
33 福岡市	各区保健福祉センター	福岡市こども未来局こども部地域子育て支援課	092-711-4114
34 川崎市	川崎市総合保健センター	川崎市保健医療部健康づくり支援課	049-224-8611(代)
35 盛岡市	保健所	盛岡市保健所健康推進課	019-603-8303
36 船橋市	保健所	船橋市保健所保健予防課	047-431-4191(代)
37 久留米市	保健所	久留米市保健所健康推進課	0942-30-9731

望まない妊娠への全国の相談対応窓口（主に民間機関）

注1) 取りまとめ方法

都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）が把握している望まない妊娠等（※）についての相談対応（電話相談のみも含む。）を行っている主に民間機関の名称・住所・連絡先につき、公表可能なものを取りまとめたもの。

（※ 望まない妊娠等

本調査においては、妊娠したこと自体について、様々な要因（本人が望んでいない、相手が望んでいない等）により悩んでいる場合。また、育て方が分からない、子どもを育てられない等の否定的、消極的な場合をいう。）

注2) 対象機関の範囲

全国の都道府県等においては、通常業務の一環として望まない妊娠等についても相談対応を行っているが、本取りまとめにおいては除外している。

相談しやすさという観点から、次のとおり、主に地方公共団体以外の窓口（民間）として把握されているもののみを抽出している。

- ① 地方公共団体以外で望まない妊娠等の相談対応を行っている機関（民間機関）
- ② 地方公共団体の機関であるが、望まない妊娠等に特化して相談対応を行っている機関（公的な専門機関）

したがって、都道府県等に機関名の掲載がない場合であっても、把握している民間団体等の相談機関の把握がないということであり、都道府県等の相談対応は各所で行われている。

	名 称	住 所	連 絡 先	特化(望まない妊娠相談)
北海道				
1	妊娠SOSホットライン(村山宅)	旭川市(以下非公表)	0120-08-5274	○
2	妊娠SOSホットライン(伏見宅)	帯広市(以下非公表)	0155-21-5759	○
3	妊娠SOSホットライン(細野宅)	釧路市(以下非公表)	0120-45-8852	○
4	助産院hugネット	(社)日本助産師会北海道支部	080-6075-1008	
青森県				
1	レディースサポートほほえみ (社)日本助産師会青森県支部	青森市大字駒込字蛭沢289-39	017-742-3535	
2	安斎レディスクリニック	五所川原市一ツ谷536-18	0173-33-1103	
福島県				
1	西口クリニック婦人科	福島市三河南町10-5	FAX 024-525-6390	
2	明治病院	福島市北町2-40	024-521-0805	
3	大川レディスクリニック	福島市鳥谷野字天神3-11	024-545-8883	
4	ふくしま思春期サポーターの会	福島市蓬莱町7-3-23	FAX 024-549-6835	
茨城県				
1	助産師なんでも電話相談	(社)日本助産師会茨城県支部	029-233-5844 火・木の9:00~17:00	
栃木県				
1	クローバーピアルーム	宇都宮市馬場通り2-3-12 ラパーク長崎屋2階	028-632-0881 【毎週日曜日 13:30~17:00】 メール相談: peerroom1020@rapid.oc n.ne.jp	

	名称	住所	連絡先	特化(望まない妊娠相談)
千葉県				
1	ミッドワイフ千葉	(社)日本助産師会千葉県支部 香取郡多古町間倉544-75	080-5039-4720(代表)	
東京都				
1	女性のための健康ホットライン	新宿区市谷田町1-10 (社)日本家族計画協会内	03-3269-7700	
石川県				
1	妊娠110番	非公表	076-238-8827	○
岐阜県				
1	母と子のなんでも相談	(社)日本助産師会岐阜県支部	058-275-8677	
愛知県				
1	女性の健康なんでも相談	名古屋市南区	052-613-5751	
京都府				
1	妊娠出産・不妊ほっとコール	京都市上京区河原町通広小路ル梶井 町465 (京都府立医科大学付属病院内)	075-253-6180	
大阪府				
1	社団法人大阪府助産師会 子育て・女性の健康支援センター	大阪市天王寺区細工谷1丁目1番5号	06-6771-3839	
2	APCC相談室(思春期妊娠危機センター)	大阪市天王寺区東高津町12-10-210 社 団法人家庭養護促進協会内	06-6761-1115	
3	ウイメンズセンター大阪	大阪市阿倍野区旭町2-1-1-123	TEL 06-6632-7011 FAX 06-6632-7012	
鳥取県				
1	子育てと女性の健康相談	(社)日本助産師会鳥取県支部	090-8063-3521 090-3308-0065	
島根県				
1	助産師ダイヤル	(社)日本助産師会島根県支部	090-7135-4637 【毎月1~15日】 090-7136-4609 【毎月16~31日】	
高知県				
1	児童家庭支援センターびやくれん	高岡郡佐川町甲1110-1	0889-20-0203	
2	児童家庭支援センターみその	高知市新本町1-7-30	088-872-6488	
3	児童家庭支援センターわかくさ	四万十市下田2211	0880-33-0258	
福岡県				
1	妊婦さん・赤ちゃん・子ども・思春期電話相談	〒812-0054 福岡市東区馬出4-10-1 ナー スプラザ福岡	092-642-0110	○
佐賀県				
1	アバンセ女性総合相談	佐賀市天神3-2-11	0952-26-0018	
2	佐賀いのちを大切に作る会	佐賀市神野東3丁目2-6	0952-32-2372	
3	NPO法人ウイメンズサポートセンターネットワーク	佐賀市アイスクエアビル3階オープンス ペース	毎週土曜日	
長崎県				
1	子育てサポート レインボーさんぽハウス	南島原市西有家町慈恩寺1737	090-8394-5533	

	名称	住所	連絡先	特化(望まない妊娠相談)
2	大村いのちを大切にする会		0120-89-5029	
熊本県				
1	熊本県助産師会 くまもと女性健康支援センター	熊本市本山3丁目3番25号	096-325-9432 (電話相談) 月～金 10:00～16:00	
2	医療法人 聖粒会 慈恵病院 SOS赤ちゃんとお母さんの相談窓口	熊本市島崎6-1-27	0120-783-449 24時間無料電話相談	
鹿児島県				
1	円プリオかごしま	鹿児島市紫原1-24-1-101	099-206-7469	○
沖縄県				
1	城辺中央クリニック	宮古島市城辺字比嘉628-5	0980-77-4693	
2	みやこ母子クリニック	宮古島市平良字東仲宗根596	0980-73-4103	
新潟市				
1	ハローミッドワイフ	新潟市中央区上大川前通2番町140番地	025-223-3231	
神戸市				
1	あすてつぶKOBE(男女共同参画センター)	神戸市中央区橘通3丁目4番3号	078-361-8361	



雇児総発第 0405001 号

平成 19 年 4 月 5 日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管部局長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長



出産や育児に悩みを持つ保護者に対する 相談窓口の周知等について

今般、熊本市内の医療機関において、「こうのとりのゆりかご」が設置されることとなったが、保護者が子どもを置き去りにする行為は、本来あってはならない行為である。

各地方自治体におかれては、このような基本認識に立って、出産や育児に悩みを持つ保護者に対し、まずは児童相談所、市町村保健センター等の相談窓口にご相談していただくことの周知を図るなど、各種の関連施策を推進することが重要である。

このため、都道府県等においては、下記に掲げる項目について積極的な取組を展開していただくよう、あらためてお願いする。

記

1. 相談窓口の周知等

(1) 児童相談所等における養護相談の周知

従来より、各児童相談所や、住民に身近な市町村の児童家庭相談窓口（家庭児童相談室等）において、保護者の失踪等による養育困難児や棄児等に関する養護相談を受け付けてきたところであるが、こうした養育困難児等に関する相談を児童相談所や市町村が担当していることを、相談窓口の所在地や連絡先等も併せて、改めて

周知すること。

(2) 妊娠について悩んでいる者に対する相談援助の展開

「女性健康支援センター事業」(全国31箇所)、「妊娠について悩んでいる者に対する相談援助事業」(全国4箇所)、「思春期相談クリニック事業」(全国29箇所)を展開しているところである。さらに、都道府県によっては自治体独自でこうした相談事業に取り組んでいるところがある。各都道府県においては、こうした事業や自主的な取組によって、相談窓口の設置等の取組の充実を検討すること。

2. 若い世代に生命の大切さを訴える取組の推進

(1) 児童ふれあい交流事業の推進

各市町村が実施主体となって、地域の中・高校生と乳幼児と出会いふれあう機会を提供する事業などからなる「児童ふれあい交流事業」に対する国庫補助を行っているところであるが、こうした国庫補助金も活用しながら、中・高校生と乳幼児とがふれあう機会を持てるようにすること。

(2) 母子保健事業の活用

各市町村においては、妊娠時の母子健康手帳の交付、妊産婦等を対象とした保健指導、訪問指導、健康診査などの実施、さらに各市町村が主体となった両親学級などをはじめとした母子保健事業が実施されているところであるが、こうした機会を活用して、妊娠・出産期における不安の解消、生命の大切さについての理解の促進に努めること。

(3) 子育てパパ応援事業の活用

平成19年度予算においては、子育てパパ応援事業を次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)に盛り込んでいるところである。これは、地域ぐるみで父親の育児参加を推進するため、父親学級やプレパパ講座の実施等を行うものであり、こうした事業も活用しながら、生命の大切さについての理解の促進に努めること。

(4) その他

このほか、教育委員会等と連携し、学校教育の中で、生命の尊さや大切さに関する授業や活動を展開するよう検討すること。

